



令和4年6月29日

野洲市通学区域審議会 会長 様

野洲市教育委員会



「市三宅・行畠・野洲地区」(C 地区開発)における通学区域の 一部見直しについて (諮問)

このことについて、野洲市通学区域審議会条例（平成16年野洲市条例第85号）第2条の規定により諮問します。

記

諮問内容

1. 主旨

野洲市野洲の一部及び行畠の一部は、「野洲市立学校の通学区域等に関する規則」(平成16年野洲市教育委員会規則第15号。)の規程により、北野幼稚園、北野小学校及び野洲北中学校の通園、通学区域と定められているが、令和4年2月24日に「市三宅・行畠・野洲地区」(C地区開発)において、分譲住宅9区画の開発事業事前審査願が提出され、通園及び通学する児童生徒が居住することはほぼ確実と考えられ、今後も住宅開発が見込まれる状況であるため、当該地区域内における通園、通学区域について見直しを行いたい。

2. 通学区域の見直し対象地域 (*別添地図参照)

市三宅・行畠・野洲地区区域内の

- (1) 大字野洲の一部 (準用河川友川から東側、東海道本線から北西側)
- (2) 大字行畠の一部 (市道市三宅妙光寺線から西側、東海道本線から北西側)
(以下、(1)及び(2)の地域を「当該地域」という。)

3. 見直し内容

(1) 幼稚園通園区域の見直し

当該地域の通園区域を、北野幼稚園区域から野洲幼稚園・さくらばさま幼稚園・ゆきはた幼稚園区域へ見直しする。

(2) 小学校通学区域の見直し

当該地域の通学区域を、北野小学校通学区域から野洲小学校通学区域へ見直しする。

(3) 中学校通学区域の見直し

当該地域の通学区域を、野洲北中学校通学区域から野洲中学校通学区域へ見直しする。

4. 見直し理由

この区域は、平成27年度野洲市通学区域審議会において、小学校及び中学校の児童生徒数の推移、特に児童数の増加が見込まれる野洲小学校の状況、通学路の距離及び安全性などの観点から答申を受けて、野洲小学校区域から北野小学校区域へ変更している経緯があります。当時、野洲小学校の児童数は増加傾向にあり、一方、北野小学校は教室に余裕があった状況でしたが、現在の両小学校児童数は、野洲小学校は減少傾向にあり、北野小学校は竹ヶ丘の開発もあり増加傾向にあります。

このような状況の中、C地区において9区画の分譲住宅の開発申請があり、通園及び通学する児童生徒が居住することはほぼ確実と考えられます。今後も当該区域の住宅開発が見込まれる状況です。このため、児童生徒の安全な学習環境を確保するために、両校の通学区域を早急に検討し、見直しすることが必要となりました。

(1) 北野小学校生徒数の学習環境への影響

特に北野小学校区域については、竹ヶ丘の開発により、児童生徒数が増加傾向にあり、将来推計を考えると同小学校通学区域内での他の開発予定地域からの生徒の数も合わせれば、同小学校の余裕教室の確保にも課題が生じ、ひいては北野小学校生徒の適正な学習環境の確保が困難になるおそれがあります。

(2) 安心な通園、通学路の距離

当該地域のおおよそ中心部からそれぞれの園、各学校への通学距離は、北野幼稚園及び北野小学校へは約1.3km、野洲北中学校へは約3.1kmであるが、野洲幼稚園及び野洲小学校へは約0.6km、野洲中学校へは約1.9kmと約半分程度となります。特に小学校低学年は体力的にも未熟であるのにもかかわらず、タブレットの持ち帰りもあり、荷物の多さ・ランドセルの重さは、児童の健康への負担も懸念され、通学距離の問題についても切り離せないものと考えます。

以上のことから、当該地域の通学区域の見直しを諮問する。

通園・通学区域見直し対象地域

「対象地域地図」

=□ 字の境目 = ■

(詰問内容)

- ・小学校通学区域
北野小学校 ⇒ 野洲小学校
- ・中学校通学区域
野洲北中学校 ⇒ 野洲中学校
- ・幼稚園通園区域
北野幼稚園 ⇒ 野洲幼稚園
- ・ゆきはな幼稚園 ⇒ さくらばさま幼稚園

